

『宮城小学校いじめ防止基本方針』

宮城小学校

1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。



【いじめを許さない学校づくり】

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義

★『いじめ防止対策推進法』〔平成 25 年 9 月 28 日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

2 いじめの防止等のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。



(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「校内いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

【校内いじめ対策委員会】

- ① 校長 ② 教頭 ③ 生徒指導主事(主任) ④ 情操教育部員 ⑤ 養護教諭
⑥ 教育相談担当 ⑦ 関係教諭 ⑧ スクールカウンセラー (SC)
⑨ スクールソーシャルワーカー (SSW) ⑩ その他

【内 容】

- ★いじめ防止の全体計画の策定 ★いじめ発見のための調査 ★関係機関との連携
★保護者への対応 ★いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

3 「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。



(1) 教職員 → 『気づく“目”を育て、起こらない“土壌”をつくる』

- ① 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
② 人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
③ 効果的な校内研修の方法を計画する。
④ 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

- ☐ 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
☐ 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
☐ 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
☐ 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

(2) 児童生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
② 児童会や生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

(3) 教育相談体制

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、てだこ未来応援員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ②校長の指導の下、教職員が児童生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

<毎月の「生活アンケート」>

必要に応じて、後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

<定期的な相談期間>

第1回 6月 第2回 11月

4 「いじめの早期発見」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。



(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

- ①教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- ②児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（毎月のいじめアンケート調査等） 2 教育相談週間 3 個人面談
- 4 日常的な観察 5 アイチェックテスト等 6 地域からの情報

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。



(1) いじめ被害者への対応

- ①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ②被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
- ④被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

(2) いじめ加害者への対応

① 基本的な姿勢

ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。

→ 心理的ケアを十分に行う。

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

② 教師の対応

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
 - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛み気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

<対応のポイント>

- ① 「事実をしっかり認めさせる」
- ② 「決して言い逃れはさせない」
- ③ 「きちんと謝罪をさせる」
- ④ 「それ以上罰しない」
- ⑤ 「今まで以上に関わりをもつ」

(3) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

<ネット上のいじめの態様>

- 1 SNS 等による「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷の書き込み、メッセージ送信 ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし等
- 2 その他（オンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込みや口込みサイト等）

② 掲示板等への誹謗中傷等への対応

- 1 ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
- 2 書き込み内容の確認
○当該掲示板等のアドレスの確認と記録
○書き込み内容の保存（プリントアウト）
※スマートフォンの場合は、画像や画面を撮影・保存する等
- 3 掲示板等の管理者に削除依頼
○管理者への連絡方法（メール）の確認
○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 4 掲示板等のプロバイダに削除依頼
○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

③「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

1 児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

○全校児童生徒への対応

個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義 ★『いじめ防止対策推進法』〔平成 25 年 9 月 28 日施行〕より

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。



②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。



③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。



④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。